

# 工事現場に配置すべき技術者について 1

建設業者は、その許可を得た建設工事の施工にあつては、建設工事の適正な施工を確保するために、請け負った建設工事を施工する全ての工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者(主任技術者又は監理技術者。以下「監理技術者等」という。)を置いて工事の施工の技術上の管理を行う必要があります。

## ● 建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業(7業種) 土木、建築、電気、管、鋼構造物、ほ装、造園工事業		その他の建設業(左記以外の21業種) 大工、左官、どき、土工、石、屋根、タイル、れんが、ブロック、鉄筋、しめこぎ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、設備、電気通信、ざく井、器具、水道施設、消防施設、清掃施設工事業		
許可の区分	特定建設業		一般建設業	特定建設業	一般建設業
元請工事における下請契約の合計額	3,000万円以上 (建築一式4,500万円)	3,000万円未満 (建築一式4,500万円)	3,000万円 (建築一式4,500万円) 以上は契約できない	3,000万円以上	3,000万円未満 以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件 (42p~45p参照)	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 (3年又は5年) ③実務経験者(10年)	①1級国家資格者 ②指定監督的実務経験者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 (3年又は5年) ③実務経験者(10年)
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事(11p参照)に配置される場合			
	監理技術者資格者証	専任を要する場合は必要※	不要	専任を要する場合は必要※	不要

※専任を要する監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから選任しなければなりません。(法第26条第4項、15p参照)  
また、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(法第26条第5項)

## ● 所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、現場に配置する監理技術者等は、上記の一定資格を有したうえで所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

したがって以下のような者の配置は認められません。

- ①直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣など)
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合(短期雇用など)

特に国、地方公共団体等(法第26条第4項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人)が発注する建設工事(以下、「公共工事」という。)において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあつた日※(指名競争に付す場合であつて入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあつた日)以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

(「監理技術者制度運用マニュアルについて」平成16年3月1日 国総建第315号)

※四国地方整備局発注工事では、一般競争の場合、競争参加資格の確認申請日がこれに当たります。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

また、親会社及びその連結子会社の間出向社員は、平成15年1月22日国総建第335号の取扱いに基づき、国土交通省総合政策局建設業課長の企業集団確認を受ければ、直接的かつ恒常的な雇用関係と認めることができます。

## ● 監理技術者等が工事現場に専任すべき工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事に配置される監理技術者等は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（法第26条第3項）

### 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物 とは

- ①国、地方公共団体が発注者である施設又は工作物
  - ②鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用・ガス事業用等の施設又は工作物
  - ③学校、事務所、百貨店、工場、病院、共同住宅等のように多数の人が利用する施設又は工作物
- ②③は代表的な例であり、戸建て住宅を除くほとんどの工事が該当します。（令第27条）

### 重要な建設工事 とは

工事1件の請負代金の額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事をいいます。

※ 注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料の価格が含まれない場合はそれらの価格を加えた額で判断します。

### 工事現場ごとに専任 とは

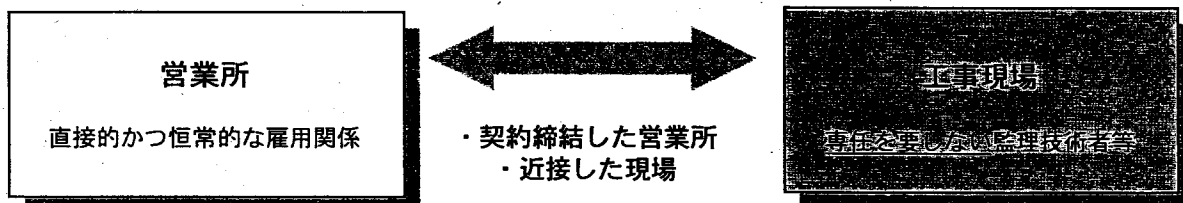
専任とは、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」などとの兼任を認めないことを意味し、元請、下請に関わりなく、常時継続的に工事現場に置かれていなければなりません。

- ①元請負人、下請負人の区別なく監理技術者等の専任が求められます。
- ②営業所の専任技術者は現場における監理技術者等にはなることができません。※
- ③他の工事現場との兼任はできません。

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等）を行うことがその職務ですから所属する営業所に常勤していることが原則です。

※ 特例として、下記の要件を全て満たす場合、現場における専任を要しない監理技術者等と兼任することができます。  
(専任を要する工事の監理技術者等と兼任することはできません。)

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④当該工事の専任を要しない監理技術者等であること。



この要件のうち、②については営業所と工事現場の物理的な距離とともに、それぞれの職務を質的・量的・時間的に考慮のうえ、従事する程度であるか否か適切に判断することが必要です。